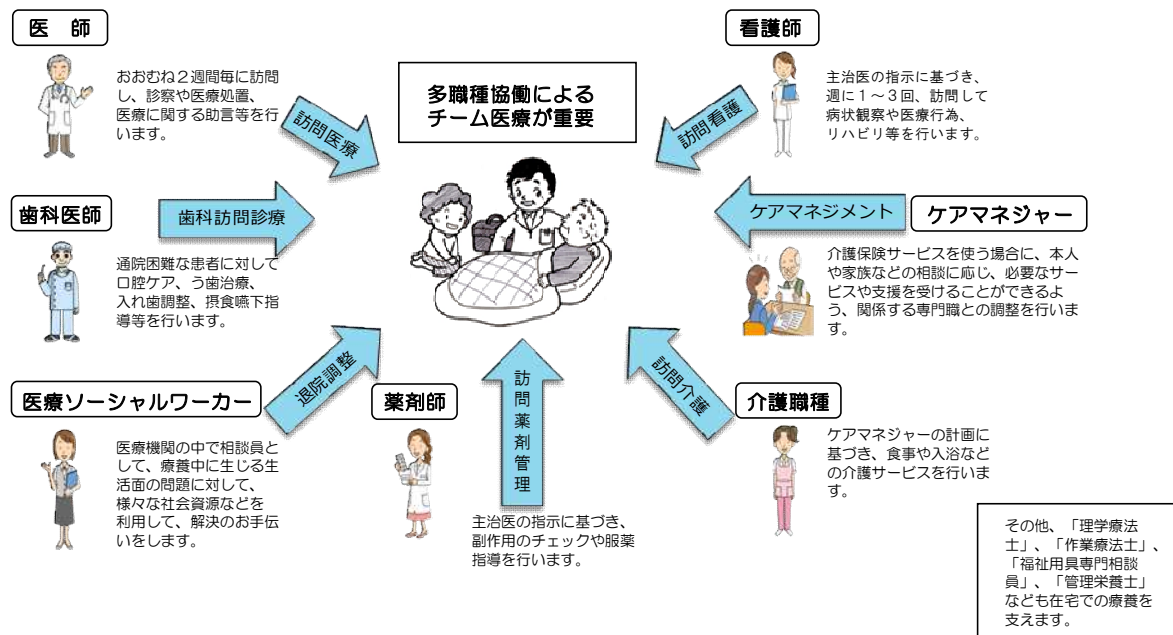


『在宅医療』についてご存じですか？

「在宅医療」とは、身体的な事情により、通院できなくなった場合などに、自宅や施設などの生活の場で医師や歯科医師、薬剤師、看護師などが訪問し、日常の療養支援、急変時の対応など病気の診察、治療・処置などを受ける医療のことです。

医療機関への通院が難しい患者さんなどが住み慣れたところで、日常的に医療や介護を受けながら療養生活を送ることができます。

在宅医療を続けるためには、日常生活を支える介護支援が必要になります。そのような場合は、医療に加えて介護保険サービスが利用できます。



在宅医療は、医師や歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャーなど、さまざまな職種が連携しています。安心して療養生活が送れるように、多職種で在宅医療を支えています。

在宅医療に関する相談は、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医がない場合は、次の窓口にご相談ください。

- 吉野川市医師会訪問看護ステーション 吉野川市鴨島町飯尾 400 番地 1
電話 0883-22-3488 FAX 0883-22-3322
- 吉野川市地域包括支援センター 吉野川市鴨島町鴨島 252 番地 1 (日本フネン市民プラザ内)
電話 0883-22-2744 FAX 0883-22-2746
- 吉野川市役所 長寿いきがい課 (本館2階)
電話 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260
- 居宅介護支援事業所 などに相談ください。
※市内の事業所一覧は長寿いきがい課にあります。問い合わせください。

問い合わせ

長寿いきがい課 地域支援係 電話 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260